

1. 各国の女性活躍推進に係る取組の特徴等 一覧表

	フランス		ドイツ		オランダ		韓国		スウェーデン		イギリス		アメリカ					
	年	施策	年	施策	年	施策	年	施策	年	施策	年	施策	年	施策				
基本法制等	1999年	政治分野における憲法改正。第5共和憲法第3条第4項に、「法律が選挙によって選ばれる議員職と公職への男女の平等なアクセスを促進する」という条項を追加した。また、憲法第4条に「各政党及び政治グループは、法律が定める条件において、第3条の最終項が定める原則の実現に貢献する」(第4条第2項)を挿入した。	1994年	1994年のドイツ統一を契機とした改正ドイツ連邦共和国基本法(the Basic Law)の中にある、男女同権を促進する国の義務規定に則り、政治、行政、経済分野にて、男女共同参画の取組が進められている。		オランダ王国憲法の「オランダに居る人はすべて、平等な立場で平等に扱われなければならない。宗教、信条、政治的意見、人種または性別に基づくあるいはその他どのような理由であっても、差別は許されない」とする第1条が男女平等に関する取組の基盤となっている。このもとに、政治、行政、経済分野にて、男女共同参画の取組が進められている。	1995年	1995年に女性の参画促進の基本法となる「女性発展基本法」を制定した。同法に基づいて5年ごとに策定される「女性政策基本計画」が、政治分野、行政分野、経済分野における男女共同参画の取組を方向づける。	1979年	男女雇用機会均等法が制定され、雇用上性別を理由とした差別が禁止され、1991年の改正を経て、差別禁止が強化された。	1970年、1975年	明文文化された憲法典はないが、1970年の男女同一賃金法による差別の禁止や、1975年の性別差別禁止法がもととなって、男女共同参画に係る取組が進められている。	1920年	1920年に、合衆国憲法修正第19条により、性別を理由として投票権を拒否または制限することが禁止された。				
			-	-			-	-	2008年	男女雇用機会均等法を含め差別禁止に関する7つの法律が統合される形で差別法が制定され、性別・民族・年齢・性向等を理由とする差別を禁止した。	-	-	1964年	1964年に公民権法第7編が制定され、人種、皮膚の色、宗教、出身国、性別に基づく雇用差別を禁止され、女性に対する雇用上の差別を解消する基盤が整備された。				
	2008年	経済分野における憲法改正。第5共和憲法第1条第2項に、「選挙による任務及び職務並びに職業的及び社会的な要職に対する女性及び男性の平等な参画は、法律により促進される」(旧憲法3条第5項が1条第2項へ。かつ、「職業的及び社会的な要職」が追加)と挿入された。	-	-	-	-	-	-	2009年	差別法に基づき、2009年に差別オンブズマンが設立され、企業等に対して、男女平等に関する法令遵守に対する監査を行い、差別法の実効性を確保している。	-	-	-	-				
政治分野	2000年	パリテ法制定 国民議会(小選挙区制度)の男女候補は半数、元老院(比例代表制度)は男女同数候補および男女交互記載。	1986年(緑の党)	1980年代後半から、政党が綱領等にてクオータ制を規定している。連邦議会は小選挙区比例代表併用制のため、政党は、綱領等に則って、比例代表名簿に女性候補者を掲載している(2014年末、連邦議会の女性議員比率は36.5%)。	1987年(労働党)	政党の中には独自にクオータ制など女性議員を増加するための政策を取るところがあり、このことが、比例代表制という政党に重点を置く選挙制度のもとにあって女性議員を増やすことにつながっている。	2000年(政党法改正が契機)	国政選挙は、小選挙区比例代表並立制である。政党は、2000年の政党法改正を契機に、公職選挙法にて比例名簿の50%を女性に割り当て、奇数を女性候補者とする事が定められている。小選挙区では、候補者の30%を女性に割り当てることが求められている。また、女性候補者の公認数が増えれば補助金の追加がある。ただし、罰則規定がないため、順守されていない(2014年の女性国会議員比率 16.3%)。	1972年	自由党が党の全ての機関と幹部会の要職に少なくとも40%は女性にするの指針を定め、これに追従する形で社会民主労働党や左翼党等、他の政党にもクオータ導入の流れが広がった。	1988年	労働党が、1988年に選挙区で女性候補者が推薦された場合、必ず公認候補者名簿に掲載するとしたことがクオータ制の始まりだった。	1980年	1980年の党大会において民主党は、民主党大会において男女の代表者が半数ずつとなることを党憲章で保障し、党大会における女性の割合を男女同数とした。また、共和党も民主党の動きに呼応して、党大会における女性の割合拡大を推進した。				
	2007年	男女同数でない政党の減額率が50%から75%へ。							-	-	-	-			1987年	緑の党と左翼党が党綱領でクオータを規定し、その後、1993年に社会民主労働党等にも党綱領によるクオータが広がった。	2002年	労働党の「女性のみの公認候補者名簿」が性別差別禁止法違反の判決を受けたことから、2002年に同法は改正され、選挙候補者については性別に当たらないとされた。現在は、保守党、自由民主党とも、公認候補者に係るクオータを実施している。
	2014年	男女同数でない政党の減額率が75%から150%へ。							-	-	-	-			-	-	-	-
行政分野	2012年	公務員にクオータ制導入。対象ポストに任命する際、どちらかの性の割合を段階的に40%にする(2018年までに)。	2001年	連邦行政機関では、2001年の「公務部門における連邦平等法」以降、女性比率が50%未満の職場等に対し、職員の登用等に係るクオータ制が実施されている。	2013年	パートタイム労働制度の影響もあり、一般行政分野の職員に占める女性職員の比率は42.1%(2005年)と高まっている。しかし、政策決定に携わる幹部層における女性の比率については、幹部国家公務員で27%(2013年)と低いことから、これを増やすための取り組みがとられている。(2017年目標30%)	1996年	行政分野は、政治分野、経済分野より先行して、クオータ制が実施された。国家公務員及び地方公務員の採用面にて、1996年、目標割合に達するまで女性を追加合格させる「女性公務員採用目標制」が導入された。	1980年	中央省庁は、差別禁止法の導入(1980年)を契機として、組織にとって効率的な人材活用などの面で多様性が重要であることについて、職員や職場の理解を深め、女性が昇進しやすくするための研修プログラム等を実施した。	1970年以降	1970年代から、公務における女性の登用が課題として取り組まれていた。1990年代前半には、女性国家公務員比率が過半数を超え、課長級以上の上級公務員の比率が10%を超えていた。地方公務員数を含めると、2001年以降、女性の公務員比率は6割を超えている。	1965年	公民権法第7編の具体的施策として、政府調達において、性別等に基づく差別を禁止するとともに(大統領令11246(1965年発行))、女性が所有・経営する企業を優遇する施策が数多く実施されている(大統領令12138、女性の企業所有法等)。				
	-	-	-	-			2007年	女性管理職の任用面では、2007年以降、女性管理任用拡大5か年計画を策定し、目標を設定している。					1978年	公務員制度改革法を制定し、連邦政府職員の女性の割合を、アメリカ全体の労働力人口における女性の割合と同じ水準とすることを目標として、各省庁における組織ごとに女性等の割合がその目標を下回る状況を解消する取組を実施している。				
	-	-	-	-			-	-					-	1984年	1984年にジェンダー主流化戦略が策定され、2004年には、ジェンダー予算への取組が、政府の通常業務プロセスの一環として行われるようになった。	1978年	短時間勤務を可能にする施策(1978年制定)等により、連邦政府におけるワーク・ライフ・バランスが推進されている。	